

東京湾再生のための行動計画(第三期)プロジェクトの令和7年度フォローアップ

【資料2-1】

目標要素	小目標	施策・プロジェクトの名称	施策・プロジェクトの概要	令和6年度の実施状況 (令和6年4月～令和7年1月時点)		令和7年度の実施状況 (令和7年4月～令和7年1月時点)			令和8年度の実施予定	担当部署
				場所	実施状況	場所	実施状況	備考		
豊かな水環境の 実現	多様な生物が 生息し、豊富な「江戸 前」の恵みが得ら れる海	水生生物調査の実施	東京都内湾の魚類、鳥類などの水生生物の生息状況について調査を行う。	東京都内湾	魚類、鳥類などの水生生物の生息状況についての調査を年1～6回実施	東京都内湾	魚類、鳥類などの水生生物の生息状況についての調査を年1～6回実施		魚類、鳥類などの水生生物の生息状況についての調査を年1～6回実施予定	東京都環境局
		水質等の観測(東京湾の水質の常時監視)	水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。	東京湾	令和6年度測定計画に基づき常時監視を実施	東京湾	令和7年度測定計画に基づき常時監視を実施		令和8年度測定計画に基づき常時監視を実施	神奈川県環境農政局
		東京湾の赤潮発生状況の把握	調査船による定期的な監視及び漁業者等からの随時の情報収集により、東京湾の赤潮発生状況を監視する。	東京湾	東京湾の赤潮発生状況を把握(令和6年4月～令和7年1月末時点 赤潮発生件数8件※) ※神奈川県先で発生した全赤潮を把握したものではない	東京湾	東京湾の赤潮発生状況を把握(令和7年4月～令和8年1月末時点 赤潮発生件数4件※) ※神奈川県先で発生した全赤潮を把握したものではない		東京湾の赤潮発生状況を把握	神奈川県環境農政局
		東京湾の貧酸素水塊発生状況の発信	調査船が実施する水質調査により、ウェブサイト(東京湾の溶存酸素情報)において貧酸素水塊の発生状況を発信する。	東京湾	東京湾の溶存酸素情報を発信(令和6年4月～令和7年1月末時点 実績:14回)	東京湾	東京湾の溶存酸素情報を発信(令和7年4月～令和8年1月末時点 実績:12回)		東京湾の溶存酸素情報を発信	神奈川県環境農政局
		水質等の観測(東京湾の水質の常時監視)	水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。	東京都内湾(東京都内湾19地点・東京都内湾9地点)	令和6年度測定計画に基づき常時監視、底質調査等を実施。(水質調査を年6・12回、底質調査を年1回実施予定で計画どおり進行している。)	東京都内湾(東京都内湾19地点・東京都内湾9地点)	令和7年度測定計画に基づき常時監視、底質調査等を実施。(水質調査を年6・12回、底質調査を年1回実施予定で計画どおり進行している。)		令和8年度測定計画に基づき常時監視、底質調査等を実施予定。(水質調査を年6・12回、底質調査を年1回実施予定。)	千葉県環境生活部
		東京湾の赤潮発生状況の監視	調査船による定期的な監視及び漁業者等からの随時の情報収集により、東京湾の赤潮発生状況を監視する。	東京湾	東京湾の赤潮発生状況を把握。(令和6年度41回出航し、赤潮確認12件、令和7年1月末現在) ※千葉県先で発生した全赤潮を把握したものではない	東京湾	東京湾の赤潮発生状況を把握。(令和7年度51回出航し、赤潮確認21件、令和8年1月末現在) ※千葉県先で発生した全赤潮を把握したものではない		令和7年度と同様、東京湾の赤潮発生状況を把握する予定。	千葉県環境生活部
		三番瀬自然環境調査事業	三番瀬及びその周辺において年24回(月2回)の鳥類個体数調査を実施する。	三番瀬	鳥類個体数調査を4月～1月に20回(月2回)実施。2月、3月も引き続き実施予定。	三番瀬及びその周辺	鳥類個体数調査を4月～1月に20回(月2回)実施。2月、3月も引き続き実施予定。		三番瀬及びその周辺において、年24回(月2回)の鳥類個体数調査を実施する。	千葉県環境生活部
		東京湾の海洋環境情報の発信	東京湾全域で水質調査を実施し情報を発信する。貧酸素水塊速報を関係機関と協同で発行するとともに、東京湾貧酸素水塊分布予測システムを運用する。	東京湾	貧酸素水塊速報を25回発行するとともに、東京湾貧酸素水塊分布予測システムを運用した。	東京湾	貧酸素水塊速報を27回発行するとともに、東京湾貧酸素水塊分布予測システムを運用した。		貧酸素水塊速報を発行するとともに、東京湾貧酸素水塊分布予測システムを運用する。	千葉県環境生活部(農林水産部)
		栄養塩類に関する調査・研究の実施	水産資源の生産性の確保に向け、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究を推進する。	東京湾	栄養塩類が水産資源の基礎を支えるプランクトン等の餌生物等に対して与える影響等に関する調査研究を実施。				栄養塩類が水産資源の基礎を支えるプランクトン等の餌生物等に対して与える影響等に関する調査研究を引き続き実施。	水産庁漁場資源課
		水質等の観測(東京湾の水質の常時監視)	水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。	東京湾	令和6年度の測定計画に基づき、東京都内湾の環境基準点6点において、月1回水質の常時監視を実施した。水質の常時監視に加え、2点において、年2回底質調査を実施した。	東京湾	令和7年度の測定計画に基づき、東京都内湾の環境基準点6点において、月1回水質の常時監視を実施した。水質の常時監視に加え、2点において、年2回底質調査を実施した。		引き続き測定計画に基づき水質の常時監視及び底質調査を継続する	川崎市環境局
		広域総合水質調査	東京都内21地点で調査を実施し、東京湾の水質を把握する。	東京湾	東京湾の水質、プランクトン調査を年4回、底質及び底生生物調査を年2回実施	東京湾	東京湾の水質、プランクトン調査を年4回、底質及び底生生物調査を年2回実施		継続して実施	環境省海域環境管理室
		水質等の常時監視	水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京都内湾の水質を把握する。	東京都内湾	令和6年度水質測定計画に基づき環境基準点・補助点及び運河部において水質・底質の測定を年2～12回実施	東京都内湾	令和7年度水質測定計画に基づき環境基準点・補助点及び運河部において水質・底質の測定を2～12回実施予定で計画どおり進行している。		令和8年度水質測定計画に基づき環境基準点・補助点及び運河部において水質・底質の測定を2～12回実施予定	東京都環境局
		赤潮調査の実施	東京都内湾の赤潮の発生状況等について調査を行う(夏季を中心に実施)。	東京都内湾	環境基準点7地点とお台場で、夏季を中心に実施	東京都内湾	環境基準点7地点とお台場で、夏季を中心に実施		環境基準点7地点とお台場で、夏季を中心に実施予定	東京都環境局
		水質等の観測(東京湾の水質の常時監視)	水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。	京湾内(鶴見川河口先、横浜港内、磯子沖、平潟湾内、本牧沖、富岡沖、平潟湾沖)	令和6年度測定計画に基づき水質測定を実施(10回/年)。2月、3月も引き続き実施予定。また、本牧沖、横浜港内、磯子沖、平潟湾内の4地点については、夏季に底質調査を併せて実施した。	東京都内湾(鶴見川河口先、横浜港内、磯子沖、平潟湾内、本牧沖、富岡沖、平潟湾沖)	令和7年度測定計画に基づき水質測定を実施(10回/年)。2月、3月も引き続き実施予定。また、本牧沖、鶴見川河口先、富岡沖、平潟湾内の4地点については、夏季に底質調査を併せて実施した。		令和8年度測定計画に基づき水質測定を実施予定(12回/年)。また、本牧沖、横浜港内、磯子沖、平潟湾内の4地点については、夏季に底質調査を併せて実施予定。	横浜のみどり環境局
水質等の観測(東京湾の水質の常時監視)	水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。		再掲					千葉県環境生活部		
東京湾の赤潮発生状況の監視	調査船による定期的な監視及び漁業者等からの随時の情報収集により、東京湾の赤潮発生状況を監視する。		再掲					千葉県環境生活部		
活動の環(わ)の 拡大	東京湾環境一斉調査	行政、企業、研究機関、NPO等の多様な主体による同一時期の水質調査、生物調査、イベントの開催等により、東京湾流域における水環境の現状を把握するとともに環境再生に向けた機運醸成を推進する。	東京湾	8/7(水)に一斉調査を実施 ・水質調査の参加機関数:157 ・調査地点数:海域463地点、陸域414地点 ・生物調査の参加機関数:11機関 ・環境保全啓発等イベントの実施機関数:7機関	東京湾	8/6(水)に一斉調査を実施 ・水質調査の参加機関数:157 ・調査地点数:海域332地点、陸域435地点 ・生物調査の参加機関数:9機関 ・環境保全啓発等イベントの実施機関数:9機関		継続して実施	モニタリング分科会 全部局	
	水質等の観測(東京湾の水質の常時監視)	水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。	東京湾	令和6年度測定計画に基づき常時監視を実施	東京湾	令和7年度測定計画に基づき常時監視を実施		令和8年度測定計画に基づき常時監視を実施予定	都県・水濁法政令市	
	三番瀬自然環境調査事業	三番瀬及びその周辺において年24回(月2回)の鳥類個体数調査を実施する。		再掲					千葉県環境生活部	